

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報				平成	26	年度
事業番号	137	事業名	人権啓発センター運営費			
担当課	中央人権啓発センター	担当係	人権啓発係			
総合計画に最も関連ある施策	施策	1	住民一人ひとりが主役のまちづくり	連絡先	84-3496	
	施策体系	2	人権尊重のまちづくり	事業区分	<input type="checkbox"/> 新規	
	主な事業	人権教育の推進			<input checked="" type="checkbox"/> 継続	
予算区分	款	3	民生費	事業実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 八頭町	
	項	1	社会福祉費		<input type="checkbox"/> その他	
	目	3	人権啓発センター費	計画期間	開始	—
	事業	137	人権啓発センター運営費		終了	—

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載。 八頭町民					
事業の目的	同和問題に対する正しい理解と認識を高め、一人ひとりを大切に人権尊重意識の高揚と福祉の向上を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を図る。					
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載。 人権啓発事業としては、人権・同和問題講演会や、指導者養成のための研修会の開催。広報や啓発パンフレットを利用して人権意識の高揚を図る。併せて人権にかかわる相談を継続して行う。					
事業の手段	どういった方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載。 差別解消を实践出来る人材を養成するために人権・同和問題講演会を開催する。各地域で解放文化祭等を開催する。中央人権啓発センターを中心として、郡家・船岡各センターと連携して人権尊重社会を実現していく取組を進める。					
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載。 部落差別をはじめとするあらゆる差別が解消され、人が人として大切にされる人権尊重意識が町民に行きわたる。職業、住居、婚姻などのすべての市民的権利が守られている。					
根拠法令等	1	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし			法令等名→	社会福祉法第2条第3項

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし					
	A	回数	解放文化祭					
	B	回数	人権・同和問題講演会					
	C	件	人権等の生活相談					
	D							
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし					
	A	人	解放文化祭					
	B	人	人権・同和問題講演会					
	C	件	人権等の生活相談					
	D							

4 コスト

区分		単位	23年度	24年度	25年度		26年度		27年度
			実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
活動指標	A	回数	3	3	3	3	3	3	3
	B	回数	1	1	1	1	1	1	1
	C	件	405	521	540	756	550	761	550
	D								
成果指標	A	人	2,363	2,177	2,000	2,228	2,000	2,032	2,000
	B	人	57	48	68	68	85	81	90
	C	件	405	521	540	756	550	761	550
	D								
トータルコスト		千円	21,923	21,798	23,985	22,746	22,642	23,794	24,741
担当職員数		人	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
職員人件費		千円	9,840	9,840	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
事業費		千円	12,083	11,958	14,385	13,146	13,042	14,194	15,141
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円							
	県支出金(交付金・補助金)	千円	10,800	10,200	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	地方債(借入金)	千円							
	事業収入(使用料・参加費等)	千円							
	一般財源(単町費)	千円	1,283	1,758	4,385	3,146	3,042	4,194	5,141

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)	平成	26	年度
実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に)		
	各地域での解放文化祭等を開催する。町民への幅広い相談内容に対応していくために、職員の資質の向上を図る研修会などへ積極的に参加をしていく。町民意識の向上のため、学習会、人権・同和問題講演会などを開催していく。		
	成果(具体的に)		
部落差別をはじめとするあらゆる差別が解消され、人が人として大切にされる人権尊重意識が町民に行きわたったと理解されるまで事業を積極的に取り組んでいく。相談を解決していくためのケース会議を各専門機関と協力して開催していく。講演会や学習会の場で、人権啓発を推進するのに積極的な意見が出始めた。			

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	13	20	①必要性が高い	社会、経済情勢が変化し人権問題が多様化している。鳥取県も人権分野を8分野から13分野に広げ、さまざまな人権問題に対応が迫られている。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	20	20	①町が行わないといけない	同和問題の解決は国の責務であり、あらゆる人権問題の早期解決は、住民福祉の向上に寄与するものであり重要な施策である。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いか)	13	20	①効率的である	隣保館事業として、国の3/4補助を受けて実施している事業であり、単町費部分はあるが目的に向かってしっかりと取り組むべきものである。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	20	20	①緊急性が高い	人権問題が多様化し、住民のニーズに幅広く対応しなければならない現在、緊急性は比較的高いと思われる。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	町民意識調査での結果でもわかるように差別意識は依然としてあるが、理解が進み、人権尊重社会に向けて行動化出来る人達が確実に増えている。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
2	1、拡充する	80点以上	79	同和問題の解決は国の責務であり、あらゆる人権問題の早期解決は、住民福祉の向上に寄与するものであり重要な施策である。このことから、人権啓発事業は、これからも積極的に取り組んでいかなければならない重要な問題である。また、多くの相談に3人の相談員を中心として人権啓発センター全体で取り組むことが出来た。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点	2	
	4、見直しの上縮小する	40～49点		
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
2	1、拡充する	平成27年度の総合・実施計画の最終年に向けて、解放文化祭や講演会の開催により、幅広く啓発活動を行い人権尊重の実現を図る必要がある。今後も来場者を確保し、継続可能な事業として点検し、あり方を検討する必要がある。 また、生活相談については、就労相談を初め障がい、施設入所など生活支援の相談が寄せられ民生委員及び福祉事務所との連携により、対応を行っている。今後とも長期的な支援相談が必要。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

7 課題及び今後の方向性

課題	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所 少子高齢化が進み、事業への参加者が固定化され、一部では減少傾向の事業もある。今後は、事業運営についてさまざまな意見をとりいれながら工夫していく必要がある。相談員への相談内容が幅広くなっている現状から、職員の資質の向上と専門機関との連携を一層図っていく。
今後の方向性	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか 解放文化祭の開催の仕方や開催時間を短縮、変更したりしながら、参加人数の減少を抑えていく。また、人権問題講演会に参加しやすい内容に工夫し、意識の高揚が図られるようにしていく。